

(別記様式6:別紙)

漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について

年 月 日

農林水産大臣 殿

(申告者)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(申告の対象者)

氏名

(法人にあっては、その役員の氏名)

※法人がその役員について申告する場合に記入

過去5年間の漁業に関する法令違反及び労働に関する法令違反の状況については、下記のとおりで間違いありません。
なお、許可の期間中に法令違反があった場合には、法令違反の処分が確定した旨の通知を受けた日から14日以内に、これ
まで申告した違反状況に追加して申告いたします。

1. 漁業に関する法令の違反状況

根拠 法令	違反条項 (条 項 号)	違反 年月日	司法処分				行政処分
			確定 判決日	確定判決の内容			両罰規定に該当す る場合は□にチェッ クを入れること。
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	☐	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固	年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	☐	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固	年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	☐	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固	年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	☐	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固	年 ヶ月	

- 【注意事項】
- ※「根拠法令」は、下記「漁業関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。
 - ※「両罰規定」とは、事業主である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務又は財産に関して、漁業関係法令に違反する行為を行い、禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該法人又は人に対しても当該違反により罰金刑を科すことをいう(漁業法第197条)。
 - ※「処分通知日」は、農林水産大臣の処分に限る(根拠法令は以下のA1、A9)。

- 漁業関係法令リスト
- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
 - A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
 - A3. 鰐虎鰐鰯獣猟獲取締法(明治45年法律第21号)
 - A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
 - A5. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
 - A6. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
 - A7. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)
 - A8. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)
 - 上記の法律に基づく命令
 - A9. 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
 - A10. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
 - A11. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
 - A12. 各都道府県漁業調整規則

(労働関係法令違反状況は裏面へ)

2. 労働に関する法令の違反状況

根拠 法令	違反条項 (条 項 号)	違反 年月日	司法処分		
			確定 判決日	確定判決の内容	両罰規定に該当する場 合は□にチェックを入れ ること。
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	

【注意事項】

※「根拠法令」は、下記「労働関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。

※「両罰規定」とは、事業主である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務又は財産に関して、労働関係法令に違反する行為を行い、禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該法人又は人に対しても当該違反により罰金刑を科すことをいう（漁業法第197条）。

- 労働関係法令リスト
- B1. 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - B2. 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
 - B3. 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - B4. 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
 - B5. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - B6. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - B7. 船員法（昭和22年法律第100号）
 - B8. 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
 - B9. 労働組合法（昭和24年法律第174号）
 - B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
 - B11. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
 - B12. 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
 - B13. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
 - B14. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
 - B15. 上記の法律に基づく命令